

✚ 貨物概要

テリー織生地の手ふきタオル

性 状：綿製パイル織物生地の四辺を縁縫いしたもの。
異なる二色の糸により柄を形成したもの。

サイズ：25 c m × 25 c m

素 材：綿 100%

用 途：手や汗を拭うために使用



✚ 分類

関税率表第 6302.60 号（統計番号 6302.60-000）のトイレットリネン（テリータオル地その他のテリー織物で綿製のものに限る。）

✚ 分類理由

関税率表解説第 63.02 項（3）において、トイレットリネンの例として「手ふきタオル、おしぼり用タオル（環状タオルを含む。）、バスタオル、ビーチタオル、顔ふき布及びトイレットグローブ」が挙げられており、本品は手ふきタオルに該当することから、上記のとおり分類されます。



注記

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合においては、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）